

作成日 令和3年6月18日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学物質等の名称 次亜塩素酸ナトリウム12%
会社名 : ウエルシー製薬株式会社
住所 : 〒658-0047 兵庫県神戸市東灘区御影町3-2-11-11
担当部門 : 本社
担当者(作成者) : 本社
電話番号 : 078-843-1212
FAX番号 : 078-336-3606
緊急連絡先 : 本社
緊急連絡先(休日) : 本社
推奨用途及び使用上の制限 : 本物質の主な用途は、紙・パルプ、繊維漂白、上・下水道の水処理(滅菌剤)です。本製品は業務用(工業用)です。医療用、その他特殊用途に使用される場合には貴社にて事前に安全性をご確認の上、ご使用下さい。体内に埋植、注入したり、または体内に本製品の一部分が残留する恐れのある用途には使用しないで下さい。

2. 危険有害性の要約

重要危険有害性及び影響
危険有害性の分類:

GHS分類基準に該当する。
酸との接触により分解し、塩素ガスを発生し、急性毒性を起こすおそれがある。

特有の危険有害性

物理的及び化学的危険性:

- ・金属類、天然繊維のほとんどのものを腐食する。
- ・日光、特に紫外線により分解が促進される。

人の健康に対する有害性:

- ・腐食性があり、酸性溶液との混合で塩素ガスを遊離して皮膚、粘膜を刺激する。
- ・眼に入った場合は激しい痛みを感じ、すぐに洗い流さないと角膜が侵される。手当てが遅れたり、処置が適当でないと視力が下がったり、失明する可能性がある。
- ・長期にわたって皮膚に接触すると刺激により皮膚炎、湿疹を起こす。
- ・次亜塩素酸ナトリウム水溶液のミストを吸入すると気道粘膜を刺激し、しわがれ声、咽頭部の灼熱感、疼痛、激しい咳、肺浮腫を生じる。
- ・誤って飲み込んだ場合、口腔、食道、胃部の灼熱、疼痛、まれに食道、胃に穿孔を生じることがある。

環境汚染性:

河川等流れ込むと、水生生物に影響を与えることがある。

GHS分類:

物理化学的危険性

爆発物	分類対象外
可燃性又は引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む)	分類対象外
エアゾール	分類対象外
支燃性又は酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	区分外
可燃性固体	分類対象外
自己反応性化学品	分類対象外
自然発火性液体	区分外
自然発火性固体	分類対象外
自己発熱性化学品	区分外
水反応可燃性化学品	分類対象外
酸化性液体	分類できない
酸化性固体	分類対象外
有機過酸化物	分類対象外
金属腐食性物質	区分1

健康有害性

急性毒性(経口)	区分外
急性毒性(経皮)	区分外
急性毒性(吸入:気体)	分類対象外
急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
急性毒性(吸入:粉じん)	分類対象外
急性毒性(吸入:ミスト)	分類できない
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分1
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	区分外
発がん性	区分外
生殖毒性	区分外
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2(消化器系) 区分3(気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	分類できない
吸引性呼吸器有害性	分類できない

環境有害性

水生環境有害性(急性)	区分1
水生環境有害性(長期間)	区分1
オゾン層への有害性	分類できない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語 危険有害性情報	:危険 ・金属腐食のおそれ ・重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷 ・重篤な眼の損傷 ・臓器(消化器系)の障害のおそれ ・呼吸器への刺激のおそれ ・水生生物に非常に強い毒性 ・長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性
注意書き 安全対策	・他の容器に移し替えないこと。 ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 ・取扱い後は手をよく洗うこと。 ・保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 ・環境への放出を避けること。
応急処置	・物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。 ・飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 ・皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。 皮膚を流水/シャワーで洗うこと。 ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。 ・吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で 休息させること。 ・直ちに医師に連絡すること。 ・特別な処置が必要である(『4.応急処置』を見よ)。 ・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用 していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 ・ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。 ・気分の悪いときは医師に連絡すること。 ・漏出物を回収すること。
保管	・耐腐食性/耐腐食性内張りのある容器に保管すること。 ・施錠して保管すること。 ・換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 ・内容物/容器を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って、 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に処理を 依頼して廃棄すること。
国/地域情報	:『15.適用法令』を参照。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分	: 混合物(水溶液)
化学名又は一般名	: ①次亜塩素酸ナトリウム : ②水
別名	: ①次亜塩素酸ソーダ : ②なし
濃度又は濃度範囲	: ①次亜塩素酸ナトリウム 有効塩素濃度3~12%以上
化学式又は構造式	: NaClO
官報公示整理番号	: 化審法1-237 安衛法 公表
CAS番号	: 7681-52-9
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	: 情報なし

4. 応急処置

吸入した場合	: 分解して発生した塩素ガスを吸入した場合は、被災者達を直ちに空気の新鮮な場所に移動させ、次のような処置をする。 1) 咳が出る程度のときは、空気の新鮮な風通しの良い場所で、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 2) 塩素ガスで眼を痛めたときは、直ちに水道水で少なくとも15分間以上洗眼し、医師の診断、手当てを受け、その指示に従うこと。 3) 重症の場合は、直ちに医師の診断、手当てを受け、その指示に従うこと。
皮膚に付着した場合	: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。診断、手当てを受けること。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
眼に入った場合	: 直ちに多量の水で数分間(15分以上)注意深く洗い流すこと(瞼の隅々まで)。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。診断、手当てを受けること。清潔な微温湯が容易に得られる場合には疼痛を軽減する点で、冷却洗浄よりも効果がある。
飲み込んだ場合	: 直ちに口の中を洗浄すること。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。診断、手当てを受けること。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	: 情報なし
応急措置をする者の保護	: 情報なし
医師に対する特別な注意事項	: 情報なし

5. 火災時の装置

- 消火剤 : 大量の水
- 使ってはならない消火剤 : 炭酸ガス、酸性の粉末消火剤
(酸との接触により有害な塩素ガスを発生する)
- 特有の危険有害性 : 加熱や燃焼により分解し、有毒で腐食性の塩素ガスを生じる。
- 特有の消化方法 : 危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能な場合は、容器及び周辺に注水して冷却する。
- 消化を行う者の保護 : 消火作業の際は、ゴム製防護衣、ゴム製保護手袋、ゴーグル型保護メガネ、ゴム長靴、空気呼吸器など適切な保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
- ・きわめて腐食性が強いので、必ず保護具(『8.ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用する。
- 環境に対する注意事項
- ・多量に漏れた場合は、製品が河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように回収、詰め替え、還元分解などの措置を講ずる。
- 回収、中和
- ・漏洩物を掃き集めて密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理する。
- 封じ込め及び浄化方法、機材
- ・危険でなければ漏れを止める。
 - ・流出防止用の堤防を作り、空容器に回収する。できるだけ取り除いた後、漏出した場所は大量の水で洗い流す。必要ならば亜硫酸ナトリウムを用いて中和・還元してから多量の水で洗い流す。この場合、濃厚な廃液が環境へ流入しないように注意する。
- 二次災害防止策
- ・酸との混合は有毒なガスを発生するので行ってはならない。
 - ・周辺地域の住民に直ちに警告し、危険地域から避難させる。
 - ・周辺環境に影響を及ぼす可能性のある場合は、当該機関及び当社の緊急連絡先へ通報する。
 - ・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

- [取扱い]
- 技術的対策
- ・『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用し、眼、皮膚への接触を避ける。
- 局所排気・全体換気
- ・『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取扱い注意事項

- ・屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。
- ・「2.危険有害性情報」を熟知し、人体との接触を避けること。
- ・可燃物、アセチレン、エチレン、水素、アンモニア、微細金属粉と接触させないこと。
- ・作業中に温度を上昇させないこと。
- ・酸と接触したり、pHが低下すると塩素ガスの発生が起きるので注意が必要である。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・取扱い後は手をよく洗うこと。
- ・接触、吸入又は飲み込まないこと。
- ・眼及び皮膚との接触を避けること。
- ・少量漏出時に漏洩した薬品を拭き取る際の作業着及び布巾は綿、麻、レーヨン、ポリエステル製のいずれかを使用する。
- ・紙、毛、絹、ナイロン、アセテート、ウレタン製及びこれらの混紡品は使用してはならない。

接触回避
衛生対策

- :『10.安全性及び反応性』を参照。
- ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 - 取扱い後は手をよく洗うこと。

〔保管〕

技術的対策

- ・保管場所には危険物を貯蔵し、又は取扱うために必要な彩光、照明及び換気の設備を設ける。

保管条件

- ・直射日光を避け、品質(有効塩素)維持のため、20℃以下に保ち貯蔵するのが望ましい。
- ・重金属類(コバルト、ニッケル、クロム、銅、鉄など)が存在するとそれらが触媒となり、分解を促進するため、貯蔵する容器内にこれらの重金属類が混入しないようにする。
- ・酸、金属類、可燃物等から離して保管する。
- ・貯槽は樹脂製又は鉄板製のタンクの内面に耐食性材料をライティングまたはコーティングしたもの、あるいは耐食性材料で製作したものを使用する。
- ・腐食性が強いので鉄製のものは使用できない。
- ・チタンあるいは硬質塩化ビニルなどの樹脂系のものも使用してよい。
- ・ゴム製のものは長期間に膨潤するものがあるので注意を要する。
- ・貯槽への受入配管は、他の配管と区別し、次亜塩素酸ナトリウム用受入口には見やすい個所に品名を表示する。

混触危険物質

:『10.安全性及び反応性』を参照。

容器包装材料

- ・塩ビ、ポリエチレン、チタン、PTFE等の材質を使用する。
- ・腐食性があるので、鉄製の容器は使用しない。
- ・金属類、天然繊維の多くを侵す。

8. ばく露防止及び保護措置
設備対策

- :局所排気及び全体排気設備を設けること。
この物質を貯蔵及び取扱う作業場の近くに、手洗い、洗眼器、安全シャワーを設置し、その位置を明確に表示する。

ばく露限界値

管理濃度	: 未設定
許容濃度	: 日本産業衛生学会(2011年版)未設定 : ACGIH(2012年版)未設定

保護具

呼吸器の保護具	: ハロゲンガス用防塵マスク、空気呼吸器
手の保護具	: ゴム製保護手袋
眼の保護具	: 安全ゴーグル、顔面シールド
皮膚及び身体の保護具	: 不浸透性の保護衣、ゴム長靴、ゴム前掛

9. 物理的及び化学的物性

外観(物理的形狀、色など)	: 橙黄色、淡緑黄色の透明な液体
臭い	: 塩素臭
臭い(臭いの閾値)	: データなし
pH	: 12~14
融点、凝固点	: なし
沸点、初留点と沸騰範囲	: データなし
引火点	: データなし
蒸発速度	: データなし
燃焼性(固体、気体)	: 該当しない(液体)
燃焼又は爆発範囲の上限・下限	: データなし
蒸気圧	: データなし
蒸気密度	: データなし
比重(相対密度)	: 1.15(12.28重量%、20°C)
溶解度	: 水に可溶
n-オクタノール/水分配係数	: データなし
自然発火温度	: データなし
分解温度	: データなし
粘度(粘性率)	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 酸との混合により塩素ガスを発生する。
化学的安定性	: 空気、熱、光、金属などに極めて不安定で、放置すると徐々に分解し有効塩素を失う。 : 常温でも不安定な物質であり、保存中に徐々に自然分解する。 : 次亜塩素酸ナトリウム溶液のpHが低下すると分解が促進される。

危険有害反応可能性

避けるべき条件	: 自己反応性、爆発性なし : 腐食性があるので、鉄の容器は使用しない。 アミン類やアンモニアと反応して有害で爆発性の三塩化窒素を発生する。 酸と接触したり、pHが低下すると塩素ガスが発生する。
---------	--

混触危険物質

危険有害な分解生成物	: 酸、アミン類、アンモニア : 酸との混合により塩素ガスが発生する。
------------	--

11. 有害性情報

急性毒性 経口

:ラットの試験でのLD50 1.23-1.45/kg(有効塩素12.5%)、
>5,000mg/kg bw、8,200mg/kg bw(IUCLID(2000))より区分外とした。

皮膚腐食性/刺激性

:Colgate(1985)の調査によれば、12.7%次亜塩素酸塩の場合、正常もしくは擦りむいたラビットの皮膚に穏やかな刺激があったに過ぎないとしている。またDuprat(1974)はウサギに12.5%でばく露した場合に激しい刺激応答を見出したが、EUクライテリアの腐食影響には該当しないとしている。次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度は10%以上である。また、ウサギのLD50>10,000mg/kg(IUCLID(2000))であることから区分外とした。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

:眼の刺激性(腐食影響も含めて)に関して、14.25%(Grant,1962)及び12.7%(Colgate,1985)の濃度で、眼に腐食影響をもたらすことが示された(次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度は10%以上である)。また、ウサギを用いたドレイズ試験において、5%溶液0.01mL又は0.1mLを適用した場合のスコアは0.01mLで11/110、0.1mLで40/110(IUCLID(2000))で重度の刺激性とされ、皮膚腐食性及び皮膚刺激性においても区分1であることから区分1とした。

呼吸器感作性又は皮膚感作性

呼吸器感作性

:データがなく分類できない

皮膚感作性

:標準増感手順に従って実施された動物試験では次亜塩素酸塩は皮膚感作性を示さず、志願者による標準増感パッチ試験もまた感作性を示さなかった。次亜塩素酸塩によるアレルギー接触感作性についての皮膚症例報告は少なく完全な結論に至っていない。集められたこれらのデータの範囲では、次亜塩素酸ナトリウムは皮膚感作性を引き起こさないことを提起していることから、分類できないとした。

生殖細胞変異原性

:Ames試験 陰性、染色体異常試験 陽性、小核試験(マウス)陰性
微生物;サルモネラ菌(-S9) 陽性
マウスの骨髄細胞を用いた染色体異常試験、異数性試験(IARC(1991))において陰性、マウスの骨髄細胞を用いた複数の小核試験(IARC(1991))、(IUCLID(2000))、ラットを用いた小核試験で陰性の結果(IUCLID(2000))に基づき区分外とした。

発がん性

:ラットとマウスを用いた飲料水による経口投与発がん試験では、生存率及び腫瘍発生率は次亜塩素酸ナトリウムの濃度に関わらず対照群との有意差は認められていない。IARCはグループ3(ヒトに関して発がん性を分類できない)とみなしていることから、区分外とした。

生殖毒性

:次亜塩素酸ナトリウムの生育もしくは生殖についてのデータは限られているが、次亜塩素酸ナトリウムは生育・生殖に悪影響を及ぼす証拠は無いとされている。同様に塩素に殺菌された水を飲んでいる人々についての疫学調査からもこのような証拠は無いことから、生殖に対して悪影響を持つ物質と分類する必要性がないことを示しているので区分外とした。

特定標的臓器(単回ばく露) :ミストの吸引によって咳と窒息を生じ、気道刺激と肺水腫を起こす可能性(HSDB(2003)と記載されていることから、区分3(気道刺激性)とした。
さらに、ヒトにおける漂白剤の誤摂取の複数の事例において腐食性に起因する食道、胃への影響(IUCLID(2000))、溶液の摂取による胃及び腸の壊死を伴う出血性腫瘍が報告(IUCLID(2000))されていることから、区分2(消化器系)とした。

特定標的臓器(反復ばく露) :ラットの飲水による6週間の試験(用量:20、40、80mg/L、90日換算:0.047、0.93、1.87mg/kg)において体重の変化、ラットの強制経口による14日間の試験(用量:8、40、200mg/L、90日換算:0.22、6.67、33.3mg/kg)において腎臓の重量変化、ラットの飲水による14日間の試験(用量:625mg/L、90日換算:4.86mg/kg)において飲水量の変化が認められた以外に有害な影響は認められていない(いずれもIARC(1991))。いずれもガイダンスの範囲内での毒性発現の有無が不明であることから分類できないとした。

吸引性呼吸器有害性 :データがなく分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性

:(急性)

魚類 Salmon(Juvenile) LC50/96時間 0.023mg/L

Oncorhynchus gorbuscha

甲殻類 Water flea LC50/24時間 0.005mg/L

Ceriodaphnia dubia

軟体動物 Snail(adult) LC50/96時間 0.042mg/L

Goniobassis virginica

藻類Diatom IC50/24時間 0.075mg/L

Thalassiosira pseudonana(Growth rate)

上記のデータより、区分1とした。

:(慢性)

急性毒性が区分1であり、無機物のため急速分解性は無いと考えられることから、区分1とした。

残留性・分解性 :分解性あり

生体蓄積性 :なし

土壌中の移動性 :情報なし

オゾン層への有害性 :モントリオール議定書に指定された物質に該当しない。

他の有害影響 :情報なし

13. 廃棄場の注意

残余廃棄物:

- ・廃液はそのまま廃棄すると環境を汚染して農作物、魚介類に影響を及ぼすので、そのまま廃棄してはならない。
- ・亜硫酸ナトリウムなどの還元剤を用いて中和する。
- ・「7.取扱い及び保管上の注意」の項を参照し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って破棄する。
- ・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに依託して処理する。
- ・廃棄物の処理を依託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装:

- ・関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	:IMOの規定に従う
UN No.	:UN1791
Propper Shipping Name	:HYPOCHLORITE SOLUTION
Class	:8
Packing Grop	:Ⅲ
Marine Pollutant	:Applicable (Aquatic environmental toxicity)

MARPOLによるばら積み輸送される液体物質

	:Applicable(Category Y)
航空規制情報	:ICAO、IATAの規定に従う
UN No.	:UN1791
Propper Shipping Name	:Hypochlorite solution
Class	:8
Packing Grop	:Ⅲ
積載情報	:ICAO、IATAの規定に従う

国内規制

陸上規制情報	:特段の規制はない
海上規制情報	:船舶安全法、港則法の規定に従う
国連番号	:UN1791
品名(国連輸送名)	:次亜塩素酸塩(水溶液)
国連分類(輸送における危険有害性クラス)	:8
容器等級	:Ⅲ
海洋汚染物質	:水生環境有害物質
ばら積み有害液体物質輸送	:該当(Y類)

航空規制情報 : 航空法の規定に従う
国連番号 : UN1791
品名(国連輸送名) : 次亜塩素酸塩(水溶液)
国連分類(輸送における危険有害性クラス)
: 8
容器等級 : III
積載情報 : 航空法の規定に従う

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策:

- ・腐食性が強いので、運搬容器及び移液設備(配管、弁、ポンプ等)は耐食性のあるものを使用する。
- ・分解しやすいので、遠距離輸送はなるべく避けた方がよい。
- ・直射日光下の輸送は、温度上昇によって分解が促進されるので好ましくない。
- ・酸と接触すると分解して塩素ガスを放出するので、小型容器詰めのもとの酸類との混載は避ける。
- ・専用容器を他の物質と共同してはならない。
- ・小型容器で輸送する場合、栓(ガス抜き栓)部分を上にして積載する。
- ・輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。
- ・食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
- ・重量物を上積みしない。
- ・輸送車両、船舶に備えるべき防災機材のほか防毒マスク等の保護具、災害防止薬剤を積載すると共に、表示、警戒票等を点検、確認する。
- ・輸送時にイエローカードを携帯する。

緊急時応急措置指針番号: 154

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 危険物に該当しない(施行令別表第1)
名称等を表示すべき危険物及び有害物に該当しない
(法第57条、施行令第18条)
名称等を通知すべき危険物及び有害物に該当しない
(法第57の2、施行令第18条の2)

労働基準法 : 法第75条第2項(療養補償)、施行規則第35条(業務上の疾病の範囲)、
別表第1の2(化学物質等による疾病)に該当しない。

消防法 : 非危険物
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)
: 一般化学物質

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)
: 第1種指定化学物質、第2種指定化学物質に該当しない。
(法第2条、施行令別表第1、別表第2)

毒物及び劇物取締法 : 毒物、劇物に該当しない。(法第2条別表第1、別表第2)
(毒劇物取締法)

港則法 : その他の危険物・腐食性物質(法第21条第2項、規則第12条、
危険物の種類を定める告示別表)

船舶安全法	: 腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	: 腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
大気汚染防止法	: 指定物質に該当しない(施行令第10条)
高圧ガス保安法	: 高圧ガスに該当しない(法第2条)
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の16の項(2)キャッチオール規制
海洋汚染防止法	: 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
水質汚濁防止法	: 指定物質(法第2第4項、施行令第3条3)
水道法	: 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101)
下水道法	: 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準に該当しない(施行令第9条の4)
火薬類取締法	: 火薬類に該当しない。(法第2条1項)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)	: 特別管理産業廃棄物(施行令第2条の4)
土壌汚染対策法	: 特定有害物質に該当しない。(第2条第1項、施行令第1条)
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)	: 施行令別表の物質に該当しない。
悪臭防止法	: 特定悪臭物質に該当しない。(施行令第1条)
食品衛生法	: 人の健康を損なうおそれのない添加物(第12条、別表第1) 指定添加物(用途: 製造用剤)
薬事法	: 医薬品、医薬部外品、化粧品に該当しない。(法第2条)
農薬取締法	: 農薬に該当しない。(法第1条の2)

16. その他の情報

参考文献

- 1) ソーダ技術ハンドブック2009(日本ソーダ工業会)
- 2) IUCLID(2000)
- 3) ezCRICTM2013日本ケミカルデータベース(株)
- 4) 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)
- 5) 化学大辞典 東京化学同人(縮版第36版)
- 6) 15911の化学商品(2011年度版)
- 7) 厚生労働省 職場のあんぜんサイト
- 8) ACGIH(2012)
- 9) 産業衛生学雑誌(53巻、2011)
- 10) 国際化学物質安全性カード(ICSC番号0240)
- 11) 製品評価技術基盤機構(NITE)[次亜塩素酸ナトリウム](ID20A2243)
- 12) MSDS[次亜塩素酸ソーダ](日本ソーダ工業会)

記載内容の取扱い

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。
また、注意事項は通常の実施を前提としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご使用下さい。

以上